

第1章

情報・通信サービスの枠組み規律のための法律
(情報・通信サービス法—IuKDG)

情報・通信サービスの大枠条件規定のための法律

(情報・通信サービス法—IuKDG)

1997年7月22日

連邦議会は以下の法律を議決した：

内容一覧

第1条 通信サービス利用に関する法律 (通信サービス法—TDG)

第2条 通信サービスにおけるデータ保護に関する法律 (通信サービス・データ保護法—TDD SG)

第3条 デジタル署名法に関する法律 (署名法—SigG)

第4条 刑法改正

第5条 規則違反に関する法律改正

第6条 青少年危険書流布に関する法律改正

第7条 著作権法改正

第8条 価格表示法改正

第9条 価格表示規定改正

第10条 統一規定等級への復帰

第11条 発効

第1条 通信サービス利用に関する法律 (通信サービス法—TDG)

§1 法律の目的

この法律の目的は、電子情報・通信サービスのさまざまな利用可能性に関する統一的な経済上の大枠条件を作ることにある。

§2 適用範囲

(1) 以下の規定は、記号、画像、音のような組合せ可能なデータの個人的利用のための、あらゆる電子情報・通信サービスで、電気通信による伝達によって行われるものに適用される (通信サービス)。

(2) 1項の意味での通信サービスとは特に：

1. 個人通信の分野でのオプファ (例えばテレバンキング、データ交換)
2. 情報または通信のオプファで、ジャーナリズムによる一般世論形成が中心になっていないもの (データサービス、例えば交通・天候・環境・株式データ、商品とサービスオプファに関する情報の流布)
3. インターネットその他のネット利用のオプファ

4. テレプレイ利用のオプファ

5. 相互アクセスでき、直接注文可能な、電子手段で呼出しできるデータバンクでの商品とサービスのオプファ

(3) 1項は通信サービスの利用が全面的あるいは部分的に無償であるか、あるいは有償であるかに関係なく適用される。

(4) この法律は次の事項には適用されない：

1. 1996年7月25日付電気通信法（連邦法公報 I p. 1120）第3条記載の電気通信サービス事業および営業目的の電気通信サービス

2. ラジオ放送国家契約§2の意味でのラジオ放送

3. メディアサービス国家契約の1997年1月20～2月7日の改正案§2記載の、配布サービスおよび呼出しサービスでの内容的オプファで、ジャーナリズムによる一般世論形成が中心になっている場合

(5) 新聞法の規定はこの法律の影響を受けない。

§3 用語説明

この法律の意味での

1. 「サービス提供者」とは自己あるいは他者の通信サービスの利用提供を行うか、あるいは利用へのアクセスを仲介する自然人、法人もしくは人的団体である。

2. 「利用者」とは通信サービスを求める自然人、法人もしくは人的団体である。

§4 営業の自由

通信サービスは諸法律の範囲内で認可、申請を必要としない。

§5 責任範囲

(1) サービス提供者はその利用提供する自己の内容につき、一般諸法律に従い責任を負う。

(2) サービス提供者はその利用提供する他者の内容につき、その内容を知り、その利用を防ぐことが技術的に可能であり、特別な支障のない場合のみ責任を負う。

(3) サービス提供者は、利用アクセスを仲介するだけの他者の内容につき、責任を負わない。利用者問合わせに基づく、他者の内容の自動的かつ短時間の保持はアクセス仲介とみなされる。

(4) サービス提供者が、電気通信法§85の通信秘密を保持しつつその内容を知り、停止が可能であり、特別な支障のない場合、一般諸法律による違法な内容の利用停止の義務は存続する。

§6 提供者表示

サービス提供者はその営業目的のオプファに以下を記載する：

1. 名前および住所

2. 人的団体・グループでは代表者の名前および住所をも記載。

第2条

通信サービスにおけるデータ保護に関する法律(通信サービス・データ保護法-TDDSG)

§1 適用範囲

(1) 以下の規定は通信サービス法の意味での通信サービスにおける個人データの保護に適用される。

(2) この法律に別段のことを定めないかぎり、データをファイルで処理し、利用しない場合でも、個々の場合に通用する規定を個人データの保護に適用すること。

§2 用語説明

この法律の意味での

1. 「サービス提供者」とは自己あるいは他の通信サービスの利用提供を行うか、あるいは利用を仲介する自然人、法人もしくは人的団体である。
2. 「利用者」とは通信サービスを求める自然人、法人もしくは人的団体である。

§3 個人データ処理の原則

(1) サービス提供者は、この法律あるいは他の法規が許すか、あるいは利用者が同意を与えた場合のみ、通信サービスの実施のため個人データを集め、処理し、利用することができる。

(2) サービス提供者は、通信サービスの実施のため集めたデータを、この法律あるいは他の法規が許すか、あるいは利用者が同意を与えた場合のみ、他の目的に使うことができる。

(3) サービス提供者は、利用者がある通信サービスを受ける他の方法を有しないか、あるいはそれが困難な場合、利用者データを他の目的のための処理または利用するのに利用者が同意を与えることをもって、その通信サービス実施の条件としてはならない。

(4) 通信サービス用技術装置の方式と選択とは、個人データはまったく集めず、処理せず、利用しない、あるいは最小限しかそれを行わないとの目標に沿って行うべきである。

(5) 利用者には、データ収集の前に個人データ収集・処理・利用の方法、範囲、場所、目的を知らせること。利用者を事後確認することが可能で、個人データの収集、処理、利用を準備する自動化プロセスでは、そのプロセスが始まる前にそれを説明すること。この説明の内容は利用者にとっていつでも呼び出し可能でなくてはならない。利用者はこの事前説明を受けるのを放棄することができる。説明と放棄とは文書に記録すること。放棄は1、2項の意味での同意とみなしてはならない。

(6) 利用者には同意表明の前に、将来に関して彼がそれをいつでも取り消しできることを、伝えなければならない。

(7) サービス提供者が次の事項を保証できる場合、同意を電子的手段で表明することができる：

1. 同意が利用者の明確で、自覚した行為によってのみ行われうる

2. 同意の変更はすぐに認めることができる
3. 同意した人間が誰か分かる
4. 同意を文書に記録する
5. 利用者は同意の内容をいつでも呼び出すことができる。

§4 サービス提供者のデータ保護法上の義務

(1) サービス提供者は通信サービスの利用とその支払とを、技術的に可能で、特別の支障のない限りにおいて、匿名あるいは仮名で行わせることができる。利用者にはこの可能性を知らせること。

(2) サービス提供者は技術的組織的措置によって以下の事項を保証しなければならない：

1. 利用者はサービス提供者とのコンタクトをいつでも絶つことができる
2. 呼出し、アクセス、その他の利用の経過についての個人データは、決済のため長時間のメモリーが必要でもないかぎり、利用が終了すればただちに消去する
3. 利用者は通信サービスを第三者に知られないよう保護されて利用することができる
4. 1人の利用者によるいくつかの異なる通信サービスの利用に関する個人データは別々に処理される。これらのデータを一緒にすることは、それが決済目的のため必要でもないかぎり、許されない。

(3) 他のサービス提供者への委託は利用者に知らせなければならない。

(4) 利用プロフィールは仮名を用いるときだけ許される。仮名で収集した利用プロフィールは仮名の所持者に関するデータと一緒にしてはならない。

§5 所持データ

(1) サービス提供者は、利用者との通信サービスの利用について契約関係成立の理由説明、詳細内容の決定、あるいは変更に必要な限りにおいて、利用者の個人データを集め、処理し、利用することが許される（所持データ）。

(2) コンサルテーション・広告宣伝・市場調査目的のため、または通信サービスの需要に沿った実施のため所持データを処理し、利用することは、利用者がそれに明示的に同意した場合のみ許される。

§6 利用・決済データ

(1) サービス提供者は、以下の目的に必要な場合のみ、通信サービスの利用に関する個人データを収集・処理・利用することが許される：

1. 利用者に通信サービスの利用を可能ならしめる（利用データ）、あるいは
2. 通信サービスの利用を決済する（決済データ）。

(2) サービス提供者は次の場合データを消去しなければならない：

1. 利用データは、それが決済データでない場合、できるだけ早く、遅くとも利用の終了直後に；

2. 決済データは、決済の目的に必要ななくなればすぐに；特定のオフアの利用についての証憑作成のため4項により利用者の要請でメモリーされた利用者決済データは、証憑の発送後80日以内に支払要求にクレームがつくか、あるいは支払請求にもかかわらず支払がなかった場合を除いては、遅くともこの期間を過ぎれば消去しなければならない。

(3) 利用あるいは決済データの他のサービス提供者もしくは第三者への伝達は許容されない。刑事訴追諸官庁の権限は影響を受けない。通信サービス利用へのアクセスを仲介するサービス提供者は、利用者がその通信サービスを利用した他のサービス提供者には以下のデータのみ供与することが許される：

1. 市場調査目的の匿名データ
2. 債権取りたて目的に必要な決済データ

(4) サービス提供者が第三者と報酬の決済について契約を結んでいる場合、サービス提供者はその第三者に、この目的に必要な限りにおいて、決済データを供与することが許される。第三者には通信秘密の保持を義務づけること。

(5) 通信サービスの利用についての決済書は、利用者が証憑を要求した場合を除いては、利用者の利用した特定の通信サービスの提供者、日付、期間、種類、内容および頻度が知られるものであってはならない。

§7 利用者の情報取得権

利用者は、自身あるいは自身の仮名でメモリーされたデータを、サービス提供者のところでいつでも無償で閲覧する権利を有する。情報は利用者の要望により電子的手段でも与えること。情報取得権には、連邦データ保護法§33、2項No. 5の意味での短期メモリーの場合、連邦データ保護法§34、4項による除外はない。

§8 データ保護監察

(1) 連邦データ保護法§38は、データ保護規定違反の疑いがなくとも監察を行うことがゆるされるとの条件付きで、適用される。

(2) 連邦データ保護監察専門委員は通信サービスにおけるデータ保護の状況を調べ、連邦データ保護法§26、1項によるその活動報告で見解を述べる。

第3条 デジタル署名法に関する法律 (署名法—SigG) *

*) 規格と技術規定の領域での情報方式についての1983年3月28日付理事会指令83/189/EEC(EC公報Nr. L109, p. 8)の報告義務は、前回1994年3月23日付ヨーロッパ議会・理事会指令83/189/EC(EC公報Nr. L100, p. 30)で改正されたが、この報告義務は守られている。

§1 目的と適用範囲

(1) この法律の目的は、デジタル署名法の安全が確保され、デジタル署名法の偽造あるいは署名されたデータの改変を確実に発見する、大枠条件をつくることにある。

(2) デジタル署名法への他の方式の利用は、この法律によるデジタル署名法が法規によって決まっていない限り、自由である。

§2 用語説明

(1) この法律の意味でのデジタル署名法とは、個人の署名キーを用いたデジタルデータへの封印であり、この封印により、証明書発行機関あるいは§3記載の官庁の署名キーによる証明書に書かれている公開暗号鍵を使って、署名キーの所持者を知ることができ、データが改竄されていないことが証明される。

(2) この法律での証明書発行機関とは、公開署名キーの自然人への所属を証明し、§4記載のそれに関する許可を有している自然人あるいは法人である。

(3) この法律の意味での証明書とは、ある公開署名キーのある自然人への所属に関する、デジタル署名法のためのデジタル証明（署名キー証明書）、あるいはある署名キー証明書に一義的に付帯する、それ以外のデータを含む別紙のデジタル証明である（付加証明書）。

(4) この法律の意味での日付スタンプとは、デジタル署名法の附された、証明書発行機関のデジタル証明で、この証明書発行機関に特定のデジタルデータがある特定の日に提出されたことを証明するものである。

§3 所轄官庁

許可の付与、証明書の署名に使われる証明書の発行、ならびにこの法律と§16の法規命令の順守の監督は電気通信法§66にある官庁の所轄である。

§4 証明書発行機関の許可

(1) 証明書発行機関の営業には所轄官庁の許可が必要である。これは申請により与える。

(2) 事実によって、申請者が証明書発行機関の営業に必要な信頼性を有していないと想定される場合、あるいは証明書発行機関の営業に必要な専門知識を有していることを申請者が証明できない場合、あるいは営業開始に際して、この法律および§16の法規命令にある、証明書発行機関の営業のための他の前提条件が満たされないであろうことが予想される場合、許可は拒否される。

(3) 必要な信頼性を有しているのは、証明書発行機関の所有者としてその機関の営業の基準となる法規を守るとの保証を与える者である。必要な専門知識が存在しているのは、証明書発行機関に勤める者がそれに必要な知識、経験、技能を有している場合である。証明書発行機関の営業のための他の前提条件が成立しているのは、この法律と§16の法規命令の安全要求を満たすための措置が所轄官庁に時期を逸せず安全計画の形で示され、所轄官庁によって認可された機関によってその実施が検査され、立証されたときである。

(4) 証明書発行機関が、営業を始めるとき、また営業中に、この法律と§16の法規命令にある前提条件を満たすことを確保するため必要ならば、許可には付帯規定をつけることができる。

(5) 所轄官庁は証明書の署名に用いられる署名キーのため証明書を発行する。証明書発行機関による証明書発行のための規定が所轄官庁に準用される。所轄官庁はその発行した証明書を、常時誰でも、公開利用可能な電気通信手段によってチェックし呼び出しできるように、用意しておかなければならない。これは証明書発行機関の住所、電話番号、所轄官庁発行の証明書の差止め、証明書発行機関の営業の中止・禁止、および許可の撤回または取消しに関する情報についても当てはまる。

(6) この法律と§16の法規命令による公的な作業に対しては費用（手数料および経費）が徴収される。

§5 証明書の発行

(1) 証明書発行機関は証明書を申請する者が本人であることを確認しなければならない。証明書発行機関は公開署名キーが確認した者に属することを署名キー証明書によって確認し、この証明書および付加証明書を、常時誰でも、公開利用可能な電気通信手段によってチェックし、署名キー所持者の同意を得て呼び出しできるように、用意しておかなければならない。

(2) 証明書発行機関は申請者の要請により、その第三者に対する代行権に関するデータおよび職業法上その他の許可に関するデータを、この代行権行使への第三者の同意あるいはこの許可が確実に証明されれば、署名キー証明書および付加証明書に書き入れなければならない。

(3) 証明書発行機関は申請者の要請により、証明書の中に、その名前の代わりに仮名を載せることができる。

(4) 証明書発行機関は、証明書用のデータが気付かずに偽造されたり、改変されることのないよう、予防処置を講じなければならない。また証明書発行機関は個人の署名キーの秘密保持を保証するため予防処置を講じなければならない。個人の署名キーの証明書発行機関でのメモリーは許容されない。

(5) 証明書発行機関はその証明作業の実施には信頼できる人材を投入しなければならない。署名キーの準備と証明書の作成には§14の技術コンポーネントを使うこと。これは1項2段記載の証明書の検査を可能にする技術コンポーネントについても当てはまる。

§6 教示義務

証明書発行機関は申請者に、§5、1項に従いデジタル署名法の安全を確保し、その確実な検査を行うため必要な措置について教示しなければならない。また証明書発行機関は、どの技術的コンポーネントが§14、1項および2項記載の要求を満たすかについて教示し、個人の署名キーで作成されたデジタル署名法の所属について教示しなければならない。また証明書発行機関は申請者に、デジタル署名法の付いたデータは、現在ある署名の安全値が時の経過と共に低下する前に、必要に応じ新しく署名をつけ直さなければならないことを教示すること。